

地域包括医療・ケア認定施設等認定基準

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

公益社団法人全国自治体病院協議会

制定 平成25年2月22日

適用 平成24年4月1日

一部改正 平成27年9月1日

第1 目的

地域包括医療・ケア認定施設等認定規程第3条第2号に基づき、地域包括医療・ケア認定施設（以下「認定施設」という。）及び地域包括医療・ケア認定医（以下「認定医」という。）並びに地域包括ケア認定専門職（以下「認定専門職」という。）に関する認定基準を次のとおり定める。

第2 認定施設

I 次に掲げる3項目の要件をすべて満たしていること。

- 1 地域包括医療・ケアを実践する実績が5年以上あること
- 2 所属職員が地域包括医療・ケアに関する学会・研究会（院内研究会等を含む）への参加又は地域包括医療・ケアに関する研究の実績（院内誌等への発表を含む）があること
- 3 新臨床研修制度に積極的に取り組み、研修医の受け入れ・指導に意欲があること

II Iの1の地域包括医療・ケアの実績は、次の大分類1及び大分類2の要件に該当するものであること。

大分類1 全人的医療を行っていること

次の5項目のうち、3項目以上に該当していること

- ① 患者を診断治療するだけでなく、患者の生活面、家族関係などに配慮して診療している。
- ② 地域の医療機関との病診（病病・診診）連携が行われている
- ③ チーム医療を行っている
- ④ 在宅医療・ケアを行っている
- ⑤ 地域の保健・医療・福祉（介護）サービスと連携して、必要な人に、必要な医療・保健・福祉（介護）サービスを提供している

大分類2 地域包括医療・ケアを実践していること

次の5項目の「地域包括医療・ケアに関する実践の状況」のうち3項目以上に該当しかつその点数の合計が60点以上であること（具体的な「地域包括医療・ケアに関する実践の状況」は別紙）

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 在宅医療・ケアサービス | 7項目のうち、2項目以上に該当すれば20点 |
| ② 保健事業 | 14項目のうち、2項目以上に該当すれば20点 |
| ③ 機能連携 | 8項目のうち、3項目以上に該当すれば30点 |
| ④ 介護保険事業 | 13項目のうち、2項目以上に該当すれば20点 |
| ⑤ 保健医療福祉統合 | 5項目のうち、1項目以上に該当すれば10点 |

第2の2 認定施設の特例施設

地域包括医療・ケアの推進に貢献し、前項の要件を満たしている認定施設とともに臨床研修病院群を構成する等、新臨床研修制度の理念に則った医師・歯科医師の養成に努めている施設であること。

第3 認定医

I 次に掲げる3項目の要件をすべて満たしていること。

- ① 認定施設において地域包括医療・ケアを実践している実績が5年以上あること
- ② 地域包括医療・ケアに関する学会・研究会（院内研究会等を含む）への参加実績又は地域包括医療・ケアに関する研究実績（院内誌等への発表を含む）があること
- ③ 教育指導に関して熱意があり、教育指導の経験があること又は、指導医養成講習会への参加経験を有していること

II 地域包括医療・ケアの実績

Iの①の地域包括医療・ケアを実践している実績は、次により審査すること。

次の（1）～（5）の項目のうち2項目以上に該当し、かつ、（6）～（9）の項目のうち2項目以上に該当すること。

- （1） 地域包括医療・ケアの意義を理解し、指導している
- （2） 他科への紹介や連携を通して、患者を総合的に治療している
- （3） 他院や他施設を紹介し、患者のクオリティの高い治療ができるようにマネジメントしている
- （4） 患者や家族に生活指導できるように指導している
- （5） 病院や診療所内の他職種のスタッフと一緒にチーム医療を行い、その意義を指導している
- （6） 医療保険制度を理解し、指導している
- （7） 介護保険制度を理解し、指導している
- （8） 治す医療だけでなく、障害のある患者やターミナルステージにいる患者を「支える医療」を指導している
- （9） 次に掲げる項目のうち、2項目以上に該当している
 - ① 在宅診療の技術や意義を指導している
 - ② 老人保健施設や特別養護老人ホームなどで医師、歯科医師の役割を指導している
 - ③ 地域の健康づくり運動をしている
 - ④ 学校医のあり方を指導している
 - ⑤ 予防接種や学校・企業の健診のあり方を指導している
 - ⑥ 地域における障害者の会のイベントやスポーツ大会を、医師・歯科医師としてサポートするあり方を指導している
 - ⑦ その他、医師、歯科医師として地域で支援することを指導している

III 教育指導に関する熱意・教育指導経験・指導医養成講習会参加経験

Iの③「教育指導に関して熱意があり、教育指導の経験があること又は指導医養成講習会への参加経験を有していること」については、次に掲げる事項を勘案して審査すること。

(1) 教育指導経験

医師、歯科医師、看護師その他の専門職員(保健、医療、介護及び福祉業務に従事する専門職種職員(これらの教育課程にある者を含む))を対象とする教育指導経験が豊富であること

(2) 臨床研修指導医養成講習会への参加経験

次に掲げる臨床研修指導医養成講習会のいずれかに参加していることが望ましいこと(ディレクター・タスクフォース・受講者としての参加実績のいずれも可)。

- ① 富士研ワークショップ
- ② 臨床研修開発ワークショップ
- ③ 国診協・全自病協共催新臨床研修指導医養成講習会
- ④ その他、厚生労働省が定める開催基準に該当しているとして確認されている講習会又は厚生労働省が後援した講習会

第3の2 認定医の特例(認定を受けていない施設の医師、歯科医師)

所属施設が地域包括医療・ケア認定施設の認定を受けていない場合には、前記第3のIの要件と同程度の実績があること。

また、所属施設長(院長等)もしくは認定を受けている医師又は歯科医師の推薦があること。

第4 認定医の特例

第2の2の「認定施設の特例施設」に所属する医師、歯科医師については、認定医に準じて審査する。

第5 地域包括ケア認定専門職

I 次に掲げる2項目の要件をすべて満たしていること。

- ① 認定施設において地域包括ケアの業務に従事している実績が5年以上あること
- ② 地域包括ケアに関する学会・研究会(院内研究会等を含む)への参加実績又は地域保健・医療に関する研究実績(院内誌等への発表を含む)があること

II 地域包括ケアの実績

Iの①の地域包括ケアの実績は、認定施設及びそれに併設の保健・医療・福祉関係施設において地域包括ケア業務に従事した経験により判定すること

附 則

- 1 この基準は、平成25年2月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 認定医が認定施設において、地域包括医療・ケアを実践した期間及び認定専門職が認定施設において地域包括ケア業務に従事した期間には、当該所属する施設又は所属していた施設が認定施設の認定を受ける前の所属期間を含むものとする。

附 則

この基準の一部改正は、平成27年9月1日から適用する。